令和８年第２回定例会会議録（第２号）

令和８年６月１１日

○出席議員（２５名）

１番	塩手悠太	２番	石田強
３番	中村悟	４番	森裕二
５番	谷口和美	６番	重松康宏
７番	小野佳子	８番	日名子敦子
９番	美馬恭子	１０番	阿部真一
１１番	安部一郎	１２番	小野正明
１３番	森大輔	１４番	三重忠昭
１５番	森山義治	１６番	穴井宏二
１７番	加藤信康	１８番	吉冨英三郎
１９番	松川章三	２０番	市原隆生
２１番	黒木愛一郎	２２番	松川峰生
２３番	野口哲男	２４番	山本一成
２５番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	大野高之
市民福祉部長	阿南剛	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	河野幸夫	建設部長	山田栄治
市長公室長	山内弘美	防災局長	日置伸夫
教育部長	佐保博士	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	総務部参事 兼市民税課長	牛島照美
財政課長	河野文彦	観光・産業部次長 兼農林水産課長	塩出政弘

観光課長	牧　宏爾	産業政策課参事	小野茂行
市民課参事	甲斐俊平	スポーツ推進課長	釘宮誠治
自治連携課長	溝部進一	社会教育課長	津川文隆
消防本部次長 兼総務課長	永路尚道		

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾﨑美由紀	補佐兼議事係長	八戸　緑
主査	平石健太郎	主任	定宗隆一郎
主任	今留　蓮	主事	中島　新

○議事日程表（第２号）

令和８年６月１１日（木曜日）午前１０時開議

第　１　上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第１（議事日程に同じ）

午前10時00分　開会

○議長（小野正明）　ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号により行います。

日程第１により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○10番（阿部真一）　自民新政会の阿部真一です。会派を代表して会派の総意として質問をさせていただきます。

それでは早速、議第38号事業番号1136協働事業推進に要する経費ということでお聞きをさせていただきます。

この予算について、自治会の在り方の検討をするということで概要を見ると理解ができるわけでございますが、今までの自治会の在り方の経緯については議会でも様々な議員からいろいろな提示がございます。今の自治会のほうでは高齢化、そして急速なデジタル化によって、職務、運営においての在り方が、検討が必要であるということで今回の予算提示になっていると思いますが、まず、現時点で担当課が考える自治会の今後の在り方を検討するに当たってのこの事業内容について、まず、御答弁いただけますか。

○市長公室長（山内弘美）　お答えいたします。

全国的にも自治会の未加入世帯が増える中、別府市においても自治会の加入率は減少しており、役員の成り手がいないなど、自治会は様々な課題を抱えています。

現在、開催している市政懇談会におきましても、自治会の今後の運営について不安の声をいただいておりますので、自治会は任意の団体ではありますが、別府市において、自治会が抱える課題について様々な方が参画する自治会の在り方検討委員会を設置するため、設置に伴う経費を計上するものであります。

○10番（阿部真一）　概要は答弁いただいた形で理解ができました。

それでは、具体的な経費の中身についてお聞きしたいと思います。

予算書を見るに当たって、この特別委員会の設置に伴って様々な経費が計上されております。その経費の中身の具体的な内容について御答弁いただけますか。

○自治連携課長（溝部進一）　お答えいたします。

検討委員会の設置に伴い、外部専門家及び委員への謝礼金34万5,000円、先進地視察に係る経費17万6,000円、また幅広い世代に対応するための取組として、デジタル化による仕組みづくり等の調査費として55万円、合計107万1,000円を計上しております。

○10番（阿部真一）　答弁いただきましたが、これ、予算書を見れば理解ができるわけでございますが、協議会設置に当たって専門家をお呼びして様々な先進事例の研修を行ったり、この協議会で先進地の視察を行う費用、そして最後に御答弁ありましたデジタル化による仕組みづくりこれの調査費として55万円計上されているということで、予算書にも今課長からも答弁がありましたが、このデジタル化による仕組みづくり等の調査、これ一体どのようなことを具体的にやるのか御答弁いただけますか。

○自治連携課長（溝部進一）　お答えいたします。

デジタル化が進む中、自治機能や地域コミュニティー機能を維持するためには、自治会への若い世代の参加を促すとともに、情報伝達や会費徴収の効率化、委員の作業負担軽減などにはデジタルの活用も有効であります。デジタル化等の手段により、時代に応じた自治会の新たな取組を支援してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一）　この一番最後のデジタル化の調査研究の経費でございますが、これが、今庁内で行っているＤＸ、情報政策課が主導で行って、各課がいろんな面で事業効率のアップを目指すために今後デジタル化を進めていく、自治連携課としてもこのデジタル化の予算に応じて庁内と連携して、今後自治会の高齢化、運営の難しさをデジタルの力によって

サポートしていくということで理解しております。

今後、また庁内の各課が変わった上で、例えば自治会における事務作業、こういったデジタルの共通化と点ではなく継続的な運営ができるに当たっての推進調査が今後具現化する政策に当たっていっていただきたいと思いますので、またこの進捗があれば、自治会等でもお聞きすることがあると思いますので、この進捗を見守っていきたいと思います。

それでは、次に、1187 マイナンバーカード交付に要する経費についてお聞きをいたします。

この経費計上、国の推進する電子マイナンバー、各医療機関、国民健康保険等のひもづけによって申請が必要とする業務の中で、国費によって事業をしていくわけでございますが、このマイナンバーカードの電子証明書の更新対象、そのための臨時窓口ということで理解していますが、利用見込み者数、そして、この利用見込みとなる方々に対しての周知方法、ここが肝腎だとは思いますが、担当課としてはどのように行っていくつもりか御答弁ください。

○市民課参事（甲斐俊平）　お答えいたします。

マイナポイント付与によるマイナンバーカードの普及拡大から５年が経過し、電子証明書の更新対象者が急増することから、トキハ別府店に令和８年９月 15 日から令和９年３月 31 日まで開設予定である臨時窓口の手続件数につきましては１万 5,000 件を見込んでおります。

周知方法につきましては、対象者に送付される有効期限通知書での御案内とともに、市報やホームページなどを活用し、幅広い年代に周知していきたいと考えております。

○ 10 番（阿部真一）　今、答弁あったように、今回は国の事業に係る手続の窓口を臨時でトキハの５階に、令和８年の９月 15 日から来年度３月 31 日まで臨時で開設するということで答弁ございました。この臨時開設窓口の業務、通常は市民課のところで、マイナンバーの手続等の事務作業を市民課の会計年度職員が当たっているわけで、この市役所を回るに当たっても訪れる市民が大変多い部署でございます。

この電子ナンバーの更新に伴って１万 5,000 件の見込みがあるということで御答弁いただきました。これはやはり臨時で窓口を開設して、通常の業務と支障がないような形で国費の費用をもって行うということで理解をしております。

それでは、臨時の窓口の業務に関しては派遣職員、この予算書を見る上では事業内容が委託になっておりますので、派遣するようでございますが、このマイナンバーの仕組み等、難しい面もございますし、職務にたけた本庁の職員が従事することも必要ではないかと考えますが、現在の現場の管理運営、トキハの窓口の管理運営に対しては、市民課としてはどのように体制をサポートしていくのか、お答えください。

○市民課参事（甲斐俊平）　お答えいたします。

臨時窓口の管理運営体制につきましては、派遣職員以外に市民課の正規職員等３名と、窓口業務に精通した会計年度任用職員を数名配置し、現場の業務管理及び運営を行う予定であります。

○ 10 番（阿部真一）　これ、委託業務になりますんで、派遣先が人数等を集約して派遣先の会社から従事するサポートスタッフが配置につくということで理解をしています。そこの人数は、また今後、業者との折衝の中で人数割りが決まってくると思いますが、やはり業務の内容に対して、委託ではあるんですけど、国の公的な事業という面を勘案しても、やはり本庁の職員がしっかりサポートして、このデジタルの更新に係る市民のサービスの向上に資していただきたいと思っております。

それと、もう一つ、前回マイナンバーの更新、住居表示に伴う更新であったというふうに理解しておりますが、今回の臨時窓口は全て国庫補助金で賄っております。今回の窓口

が国庫補助金全体の補助、10分の10となった理由をお聞かせください。
○市民課参事（甲斐俊平）　お答えいたします。
　前回の臨時窓口につきましては、市が実施いたしました住居表示に伴うマイナンバーカードの住所書換え手続のために開設した臨時窓口でありましたので、一部を除き国庫補助の対象外となりましたが、今回の臨時窓口につきましては、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続のために開設する臨時窓口であることから、全額が国庫補助の対象となっております。
○10番（阿部真一）　国の事業の一端ということで地方行政が行う業務でございますが、市民生活、特に問合せ等ですね、恐らく市民課のほうには直接電話がかかる可能性もありますし、窓口に、本庁のほうに直接来られることもあると思います。そういったときに、やはり市民の皆さんに御迷惑をかけたり、対応が不備にならないような体制で、事業者とそして本庁の職員等で当たっていっていただきたいというふうに思います。
　それでは、次にいきます。
　議第40号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。
　これは別府市のスポーツ推進委員の費用弁償に係る条例改正でございます。通常、今スポーツ推進委員は、条例上、１万5,000円の年間の報酬があるわけでございますが、この報酬を増額改定ということで、条例の中身を見ると理解できますが、改定に至った経緯について、まず、御答弁いただけますか。
○スポーツ推進課長（釘宮誠治）　お答えします。
　スポーツ推進委員は、住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言など、別府市における地域スポーツの中核的役割を担っています。今回、その報酬額を近隣自治体の水準を基準として増額改定するものです。
○10番（阿部真一）　近隣自治体の水準を基準として改定を行ったということで御答弁ございました。別府市の近隣の自治体は２万5,000円から３万円ぐらいの報酬を頂いて地域スポーツの振興、そして市内にあるスポーツ健康増進による活動をサポートしている、これがスポーツ推進委員の目的の一つでございます。今まで改定することがなく、別府市のスポーツ推進委員さんは、１万5,000円の年間費用で様々な活動に御尽力、サポートいただいていることでございます。
　その中で、今回もう一つお聞きしたいのは、この増額するに当たって、費用弁償の増額を例えば日当にするとか、そういった条例の改正ではなく、条項のほうにあらかじめ市長の指定する職務を行った場合というふうに記載がございます。このあらかじめ市長の指定する職務といったのが、一体どういった職務に当たるのか。私個人としても条例を見たときに、ぱっとイメージが実際つきませんでした。これは自分の勉強不足でもあるんですが、実質的にスポーツ推進委員が、今現在どういった活動を行って、どういった年間での行事に参加しているのか、そういった背景もあり、この記載の中での上限設定をしているわけでございますが、具体的にどういった市長の指定する職務になるのか、現在での市の当局の考えを御答弁ください。
○スポーツ推進課長（釘宮誠治）　お答えします。
　あらかじめ市長の指定する職務を行った場合につきましては、スポーツ推進委員が行うスポーツの推進に関わる職務のうち、職務を行う上で必要な知識及び技術を習得するための別府地区スポーツ推進委員協議会研修会等への出席や、別府市が運営に関わっているスポーツ大会等への協力などが含まれます。
○10番（阿部真一）　こういった市が行う行事に対しての出動要請というか参加要請を行ったりする上で、今までは費用弁償が支出できていなかった上で、今回の条例改正となった

わけでございますが、このスポーツ推進委員さんの職務を、条例改正を機に条例に関する規則を見せていただくと、やはり地域スポーツの振興に寄与する。そして、地域の教育と他の行政機関が行うスポーツに関する行事、事業に関し、それぞれ協力する。また、地域に還元していくということが、このスポーツ推進委員の職務でございますので、そこはこの条例改定を機に各校区、恐らく２名ずつスポーツ推進委員を選出していただいていると思いますので、もう一度、また体協などを通して、スポーツ推進の在り方も、行政のほうから御指導いただけると大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

議第41号、議第56号もありますが、議第41号別府市税条例の一部改正についてでございます。

市税の条例改正議案として質疑を通告するに当たって、皆さんも記憶には新しいと思いますが、2025年参議院選挙が行われました。今年の冒頭２月には、また衆議院議員選挙が行われました。国政の選挙において、各党でやはり税に関する在り方、こういったのが各政党の下、いろいろな国民、県民に対して公約として提示されたわけでございます。

それとまた相まって、近年の国内の政局の変化、そして社会状況の変化、急速な物価高騰を起因としたこういった税制改正が大きく国内外でも叫ばれております。その中で、この選挙を経て、大きく税制改正の大綱が変わるに当たって、数ヶ月経った今、地方行政においても条例改正、税金の改定が様々なメニューで行われております。

その中で、今回質問として取り上げさせていただきましたのは、所得控除などまたいろんな面で市民生活に影響が出る、市民生活に対して行政に問合せがあるであろう公的年金等受給者の扶養親族等の申告書に対する条例の部分について少しお聞きしたいと思います。

これ、読むと、公的年金の受給者が所得控除を受けるに当たって、今後、税制改正が行った上で申告をしないと課税対象になってしまうおそれがあるということで、この課税対象の部分が市や県の行う市県民税の部分に当たるということで条例が改正されるということで理解をしております。

まず、扶養親族の申告書を提出する規定の内容を少し詳しく、専門的な単語が並ぶとは思いますが、御答弁いただけますか。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

地方税法第317条の３の３の規定が改定されたことにより、別府市税条例第36条の３の３の規定が改正されております。

公的年金等受給者は、公的年金等の支払者を通して、扶養親族等申告書を市に提出していますが、所得税の基礎控除が引き上げられたことにより、これまで扶養親族等申告書を提出しなければ所得税が課税されていた方のうち、扶養親族等申告書を提出しない場合も、所得税が課税されない方が一定程度増加することとなります。

しかし、その方々は住民税は課税される場合があるため、扶養親族等申告書を提出しなければ住民税が高くなる可能性があります。そのため、扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直し、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等受給者の方以外にも、扶養親族等申告書の提出を義務づける改正を行うものです。

○10番（阿部真一）　今、参事から答弁がありました。これが行政的な手続でいう答弁の流れでありますが、恐らく年金受給されている65歳の方々は、なかなか理解がこの文章等では難しいと思います。年金の受給をしている方に対しては、年金機構から年金の受給者に対して、扶養控除の申請の手続が行われる。それの窓口として、基本的には年金センターで行う国の事業ではあると思いますが、市民税課としてもその控除の部分で市・県民税の部分で業務が重なってくるということで条例を改正するわけでございますが、具体的には、

恐らく高齢者といただいた通知の結果によって、それをそのまま受け入れたり、必要書類が仮に提出ができなかった場合は、課税の対象になる可能性があるということで、ここの部分は市当局も適切に書類の申請が行われるよう手続のサポートをしていただきたい。電話の問合せ等あっても丁寧に対応していただきたいと思います。

それでは、この控除に当たっての手続を行わなければいけない方が、別府市内により具体的にどれぐらいの方が対象になり得るのか、御答弁いただけますか。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

例を挙げてどのような方が扶養親族等申告書を提出しなければならないかということをまず説明させていただきます。例を挙げますと、配偶者等の扶養親族等が１人いる65歳以上の公的年金等受給者で、年金収入が151万5,000円を超えて205万円以下の場合、所得税は課税されませんが、住民税は扶養親族等申告書を提出しなければ課税される可能性があります。そのような方々、対象者の人数については、現時点では把握できておりません。

○10番（阿部真一）　市民税課としては、現時点でこの人数が把握できないということで、これは当然のことで、国の機関の指示によって市の税制当局のほうで、また行政間での情報のやり取りが今後出てくると思いますので、やはりこの対象になる人数が現時点で把握できないということは、国の年金機構と行政間の情報を密にしていただいて、仮に課税が行われた場合に、恐らく年金受給者でございますし、これは80歳以上の方が多いとは思うんですけど、扶養になってる年金受給者というのも、当時、生活世帯のときに専業主婦であって、そういった方が現時点でも扶養に入っていて、課税対象になるときに恐らく書類が来た時点ではなかなか理解が難しい案件だと思います。

ただ、恐らく一定以上の別府市民にも係る問題になってきますので、今後やはり年金機構とはしっかり情報共有をして適切なサポート、そして、行政手順のアドバイスを担当課にはしていただきたいというふうに思います。

この扶養親族等申告書の提出を促す、そういったための事前の周知はどのような形で行っていくのか、御答弁ください。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

周知の方法としましては、市報の申告特集ページで分かりやすく説明するほか、市ホームページにも掲載する予定です。

また、提出期間内に扶養親族等申告書を提出することができなかった方々からの相談には、随時丁寧に対応してまいります。

○10番（阿部真一）　よろしくお願いします。

それでは、次に、議第56号市長専決処分の部分についてお伺いします。

これも国政、国の与党の方針が変わり、法改正を受けた部分での条例改正でございますが、この市税条例の改正のうち、軽自動車税に関する改正がございました。この内容を具体的にお答えください。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

令和８年３月31日をもって、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正を行っております。環境性能割は、令和元年10月に自動車取得税の廃止に合わせて導入されましたが、今回、自動車取得時の負担を軽減することなどを目的に、令和８年３月31日で廃止されることとなりました。

○10番（阿部真一）　この軽自動車税は、直接、市のほうに係る税収でございます。この中で、軽自動車税環境性能割、税収、今までどれぐらいあったのか。そして、併せて自動車環境税なる部分が減収になると、そういった上でこの別府市の財政において、国からどのような形で手当てされたのか、御答弁いただけますか。あわせてお願いします。

○総務部参事兼市民税課長（牛島照美）　お答えいたします。

軽自動車税環境性能割の令和６年度の決算額は 2,447 万 500 円です。また、令和７年度当初予算では約 2,600 万円を計上しております。

環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することとされ、令和８年度においては、地方特例交付金によって全額を補填することとされております。

○ 10 番（阿部真一）　この税収において、地方特例で交付されるということになっております。これは地方においての財政の補填を国がしっかり責任を持って行うということで理解しております。これも一時的というと、将来の見通しも含めて、もしかするとこういった特例の交付がなされない議論というのは今後もあろうかと思いますんで、その辺はまた大きな政局の中でなっていくということでございますので、今後、この税制が変わる上で地方がどのように運用していくか。これは国が大きな大局の中で変わっていく上で、地方が事業を合わせていかないといけない部分は大変苦労があると思います。

今回でも、今この二つ、年金の部分と軽自動車の部分を質疑させていただきましたが、これよりもほかに暗号資産とか固定資産税とか、いろんな分野で税制が改正しております。やはりこれというのは、市民にとっては直接的に関係してくる部分もありますので、大きく影響する部分はもちろん今議場で言ったように税務当局皆さんで、ぜひ市民の不手際がないように対応していただきたい。

数は少数でもやはり税は税なんで、そこに対しても細かい気配りをしていっていただきたいと思います。大変でしょうがよろしくお願いいたします。

それでは、最後に指定管理、議第 53 号指定管理者の指定についてということで、社会教育課にお聞きします。

前回の３月議会で、条例改正案の提案に続き、今回この６月議会で別府市公会堂指定管理者候補の議案が上程されております。提案に至った経緯を、まず、御答弁いただけますか。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

今回の指定管理者制度導入に関しましては、検討を行う上で、別府市公会堂が市の有形文化財であることから文化財としての配慮が必要であり、通常の工事期間に加え、文化財等の規制を協議していく期間も確保することとなりました。

これとは別に、公民館の事業運営が年度単位であるため、指定管理の開始日を直近の年度の初日である令和９年４月１日とし、議決後から指定管理の開始までの期間を確保するため、６月議会での指定管理候補者案の提案に至りました。

○ 10 番（阿部真一）　３月議会からこの６月議会まで、数か月の間で今の導入に向かっての検討、検証を行って、今回の議案上程に至ったということでございますが、今回この公募をしなかったということでお聞きしておりますが、公募をしなかった理由、これをお答えいただけますか。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

指定管理者制度を導入の検討に生かすため、サウンディング調査を実施し、日本郵便からのみ提案を受けました。その結果、提案内容が、別府市の望む別府市公会堂の公共サービスの質を維持しつつ、新たな価値を創出していく方向性と合致することを確認しました。

また、他のサービス機能とも比較検討を行い、郵便局のみが郵便局事務取扱法及び令和３年２月に本市と日本郵便との間で締結している包括連携協定により、複数の公共サービスをワンストップで提供できるという将来像が実現可能であることを評価し、公共性、利便性の両面で住民サービスに資すると判断しました。

この判断を受け、別府市公会堂の併設施設として、特定郵便局を配置する方針を決定しました。特定郵便局はその設置主体が、法令で日本郵便に限られていることから、非公募による選定が合理的と判断し、公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会に対して、

非公募による選定並びに日本郵便を指定管理候補者とする方針を諮問し、審議の結果、同内容の答申を得て、今回の提案に至りました。

○10番（阿部真一）　選定委員会に諮問した結果、答申を受けて提案に至ったということで御答弁ございました。

それでは、別府市公会堂、別府市市民会館を日本郵便に委託をするということで、仮に想定した場合、現在行っている社会教育法に基づく公民館事業への影響、例えば様々な市民講座が行われていたり、様々な団体の方が利用しております。そしてまた、昭和２年以降の歴史的な建造物の意味合いが強い別府の象徴でもあるこの公会堂を、指定管理として提案する部分での、今までのこの別府市公会堂の別府市民のよりどころとなるイメージへの影響、そういった部分は、どのような部分を考えて今回提案しているのか、お答えください。

○社会教育課長（津川文隆）　施設利用に関してでございますが、郵便局及び関連施設の設置場所を講座室、会議室など利用スペースではなく、公会堂内のパブリックスペースに限定したいと考えております。

また、公民館を内包した公会堂ですので、地域における活性化事業や主催講座などの社会教育活動を行う必要がありますが、これらは市直営を継続し、別府市公会堂の社会教育的役割を果たすようにしてまいります。

○10番（阿部真一）　今、答弁ありましたように、教育の観点からの地域活性化事業、そして主催の講座など社会教育に資する活動に関しては、今までどおりこれは市直営を継続しということで御答弁をいただいたわけでございます。

それでは、今回の指定管理の中の費用面、債務負担行為を打っているわけでございますが、これの内容について、少し金額の面から今後の別府市中央公民館、別府市市民会館に要する経費がどのように推移していくのか、お答えください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

今回補正予算として提案した２億500万円につきましては、現在かかっている人件費、光熱費、維持管理費等を基本に物価上昇分も予測して算出し、そこから使用料収入などを差し引いて、１年度当たりの指定管理料の限度額4,100万円とした上で、指定管理を行う令和９年度から令和13年度までの５年間の限度額を債務負担行為限度額としたものです。

今後の別府市中央公民館、別府市市民会館に要する経費の推移ですが、令和８年度につきましては、直営で行うとともに、郵便局設置工事費を日本郵便が負担することから変更の予定はなく、令和９年度以降、人件費、光熱費、維持管理費等の関係経費に代わり、委託費として指定管理料を計上していく予定でございます。

○10番（阿部真一）　それでは、日本郵便を指定管理者とすることによって、市民に対するメリット、それはどのように考えているのか、簡潔に答弁をお願いします。

○社会教育課長（津川文隆）　市民のメリットでございますが､ユニバーサルサービスの提供、高品質の接客サービス、行政事務のワンストップ化、連携協定による相乗効果など、市民サービスの質が向上すると考えております。

特に高齢者、子育て世帯の負担軽減につながると考えております。また、民間のノウハウを活用することで、運営の効率が図れると考えております。

○10番（阿部真一）　そういった事前のメリットの提示、デメリットの考察を受けて、今回の日本郵便の指定管理の提案というふうになっているわけでございます。それが先ほど、一番最初に冒頭で答弁いただきました前議会から６月議会の間の短期間で行っていたことというのは、間で委員会のほうでも進捗の報告があってもよかったのではないかなというふうに思います。それは別府市公会堂というやっぱり社会的、歴史的にもある意味、別府市の象徴の建物でございますので、郵便局の事業と今の公会堂のイメージというのが重な

らない市民の方も多いと思います。

そして、今後こういった社会文化活動、社会教育活動に当たる事業に関しては、しっかり社会教育課が、今までの方針を日本郵便の方に事前に要項等で示していただきたいと思います。今年度は、移行の年度であるというふうにお聞きしておりますので、今後、様々な細かい調整があろうかと思います。その中で、やはりいろんな課題や提案なども、この議会から一般質問等では上がってくると思いますので、ぜひ、議員ではなく、委員会のほうに適宜お示しをしていただきたいというふうに思います。そして、あらゆる可能性を含めた上で、新しい別府市公会堂の利活用、資する施設としてあっていただきたいなというふうに考えておりますので、教育長、教育部長もぜひよろしく、市長もよろしくお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、私の議案質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○16番（穴井宏二）　16番、穴井でございます。よろしくお願いいたします。

では、私のほうからは、２項目、議案質疑をさせていただきたいと思います。

議第38号有害鳥獣被害防止に要する経費としまして、１点、お聞きしたいと思います。

この有害鳥獣被害防止に要する経費については105万円計上しております。猿等が大量に出没したというニュースも出ております。また、これについて人的被害や農作物などについて、住民の方の不安も出ていることかと思います。

そういう中で、ドローンの活用とかあるかと思いますけども、この補正を計上するに至った経緯や概要、またどう効果を出していくのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○次長兼農林水産課長（塩出政弘）　お答えします。

今年度に入り、猿の目撃情報が例年より著しく増加しており、中には集団で現れるケースも確認されております。現時点では人的被害は確認されておりませんが、農作物への被害を防ぐとともに、地域住民の皆様の強い恐怖心や不安を解消するため、早急な対策が必要であると考えております。

今回の補正予算につきましては、猿が出没している場所へ足を運び、現地での困り事や課題を直接確認するため、有害鳥獣対策の専門家を招き、地域住民、猟友会、県、市などによる対策チームを早急に立ち上げる経費を計上いたしました。

現地での検討や会議で得られた住民の皆様の声、専門的知見、また、昨年度実施したドローンによる生息状況調査のデータを総合的に活用し、地域の実情に即した具体的な緊急対策を進め、その後の根本的な解決策の構築を図ります。

また専門家には、猿以外のイノシシや鹿など鳥獣被害の解決に向けても知見をいただき、地域の皆様の意見を取り入れながら、効果的な対策を講じてまいります。

○16番（穴井宏二）　ありがとうございます。この補正予算は、予算書にもありましたとおり協議会への補助金となるようでございますけども、人的被害、または農作物被害が最小限に収められるように、住民の皆様のお声を聞きながら取組をしっかりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。これについてはこれで終わらせていただきます。

続きまして、デジタル地域通貨等に要する経費の追加額についてお聞きしたいと思います。

この事業の補正でございますけども、来年の１月にリリースされる予定の公式スーパーアプリにおけるユーザー登録を促進するための事業とありますけども、これは要するにスーパーアプリに入りやすくする、慣れるための事業と捉えておりますが、この事業の内容について教えていただきたいと思います。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

令和９年１月リリース予定、公式スーパーアプリのユーザー登録を促進する先行キャン

ペーンについて御説明いたします。
本事業は、公式スーパーアプリの運用開始と同時に、普及を図る言わば導火線となる重要な取組でございます。本キャンペーンは、スマートフォンのアプリ上で購入・決済をしていただくデジタルクーポン券として実施するもので、発行総額は２億6,000万円、うちプレミアム額は6,000万円、プレミアム率は30%に設定しております。販売単価は１セット1,000円、額面1,300円とし、１人当たり最大10セット１万円、総数20万セットを販売いたします。
別府市民を対象に、令和８年10月中旬頃からアプリ内で予約を受け付け、申込み多数の場合は抽選販売とし、購入及び使用の期間は、令和８年11月から年末12月末までを予定しております。
○16番（穴井宏二）　分かりました。
それで、まずデジタルクーポン券から入っていくというふうになるかと思います。そこからスーパーアプリへとなると思いますけども、この中に広告宣伝費がありますけども、その内容はどうなっていますでしょうか。
○産業政策課参事（小野茂行）　お答えいたします。
詳細については、今後精査してまいりますが、主な内容といたしましては、事業の周知徹底と利用促進を図るための広告媒体費用となります。
具体的には、参加店舗の店頭に設置するのぼりやポスター、また、市民の皆様への案内チラシなど印刷作成経費を見込んでおります。
○16番（穴井宏二）　分かりました。
それから、この事業の効果についてでございますが、この事業の効果をどのように上げていくのかですね。また、スーパーアプリのイメージを描くとしたらどのようなイメージになるのかですね。そこら辺の中をちょっと答弁をお願いいたします。
○産業政策課参事（小野茂行）　お答えいたします。
本市が目指すスーパーアプリは、マイナンバーカードによる本人確認の下、行政手続、施設利用、地域活動などの窓口を一本化する新たなサービス基盤です。プレミアム分6,000万円を原資に先行リリースキャンペーンを実施することで、スーパーアプリの本リリース時における市民のアプリ利用率の向上と直結させることが可能となります。いかに優れたアプリを開発しても、利用者がいなければその効果を発揮できません。多くの市民の皆様に広く御活用いただけるよう、本キャンペーンによって事前のユーザー確保に努めてまいります。
○16番（穴井宏二）　分かりました。
大成功をお祈りしたいと思うんですけども、答弁にありましたとおり、１つの窓口で利用できるという仕組みということで、先行した他市の例をちょっと見てみますと、災害とか防災とか、市役所の電子申請、窓口案内、入学、転校、欠席の連絡、健康医療、図書カード、また観光情報とか、まとめて利用できるようになるみたいでございます。
そういうことですばらしいアプリだと思うんですが、年配の方はこのようなデジタルを使いこなすのにはまだ慣れていない方もいらっしゃるかと思います。そういう意味で、電話とＬＩＮＥしか使っていないという方も多いと思いますので、高齢者の方への支援窓口などもぜひ設置していただいて、対策を取っていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。
○15番（森山義治）　市民クラブの森山義治でございます。
まず、議第47号工事請負契約の締結についてでありますが、別府市総合体育館空気調和設備改修工事についてお尋ねをいたします。
まずは、日本の気象協会によりますと、2026年の６月から８月までの気温傾向は全国

的に平年より高く、早い時期から厳しい暑さとなり、梅雨明け後は猛暑日が増えるそうで、万全な熱中症対策が必要であると予想されております。特に８月上旬の大分県では、太平洋高気圧が本州付近に張り出している影響を受けて、晴れて気温が高い日が多く、各地で猛暑日になると予想されております。そのような状況の中で、体育館利用者の熱中症対策として、空調設備を改修することは誰もができるよい事業であると思っております。

そこで、今回の事業は、エアコンの室外機や配管工事などが主な工事だと思いますが、まず入札参加業者数についてお尋ねします。また、その工事内容と、工事期間についてお尋ねいたします。

○スポーツ推進課長（釘宮誠治）　お答えします。

本件の入札の参加者は３者です。

工事内容につきましては、既存の空調設備及び配管設備などの撤去と新たな機器、配管の設置などの改修工事となります。

工期につきましては、議決後に速やかに本契約を締結し、機器の発注及び現地調査を実施した上で、順次改修工事に着手いたします。

なお、全体の工期は令和９年３月 15 日までとなっております。

○ 15 番（森山義治）　工期が令和９年３月 15 日までとなっているようでありますが、先ほど申しましたように、特に７、８月は猛暑日が予想されております。また、冬場に体育館を利用する方は汗をかきますので、暖房はあまり使用しないと考えておりますが、議決後は本事業の本契約を直ちに締結していただきたいと願います。

次に、施設の利用についてですが、工事中も体育館を部分的に利用することは可能でしょうか。また、今後の利用に関する方法について教えてください。

○スポーツ推進課長（釘宮誠治）　お答えします。

施設の利用についてですが、今回は１階駐車場に設置されている空調設備の改修工事を実施いたします。工事期間中は、駐車場の一部が利用制限されますが、体育館は一年を通じて利用いただけます。

なお、新しい機器が納品される 10 月以降から改修工事に着手予定であるため、その間の冬場は空調設備が使用いただけません。詳細な工期が決まりましたら、改めて速やかに利用者へお知らせいたします。

○ 15 番（森山義治）　夏場の猛暑による熱中症をちょっと心配しておりましたけども、夏場は冷房が使用できるということ、また 10 月以降の工事着手ということですが、報道によりますと、先ほど申しましたように 10 月の大分県の気温はおよそ 20 度から 25 度前後と予想されているようであります。少し安心したところでございます。

しかし、雨天時では体育館内がとても蒸し暑くなりますので、それ相応の対応をお願いをいたしまして、最後に資材の高騰や納期遅延に伴う工期の延長や工事費の追加についてですけども、御承知のように中東情勢の影響などにより、機器類の高騰、または人手不足などで予期せぬ事態が生じた場合、別府市としてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○スポーツ推進課長（釘宮誠治）　お答えします。

現在のところ、納品遅延や資材高騰による工期延長及び追加費用は考えておりません。しかし、状況の変化により、そのような事態が発生した際は迅速に対応いたします。

○ 15 番（森山義治）　ありがとうございます。追加費用は考えていないということで理解をいたしました。

次の項目に入りまして、議第 48 号工事請負契約の締結についてお尋ねいたします。

別府市少年自然の家「おじか」解体工事についてですが、この事業は新年度予算に計上されておりました。今後、子どもたちの教育の一環がなくなるわけでありますが、「おじか」

廃止に至った経緯について一度お聞きをしておりますけども、再度お尋ねいたします。
○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。
　少年自然の家「おじか」につきましては、既に令和２年度からコロナの感染拡大及び施設の老朽化に伴い休所しております。この間、令和６年の台風10号により、土砂災害等を受けたこと、耐震性がなく老朽化が進んでいることなど、危険性を考慮するとともに、施設が残っていることに起因する事故や事件を避ける目的から解体することとしました。
　今回、解体に係る工事請負契約の締結についてお諮りするとともに、解体工事により、施設の物的要素が滅失することになるため、「おじか」の設置条例を廃止する条例を提案することといたしました。
○15番（森山義治）　廃止に至った経緯についてはよく理解できましたので、次に、入札についてでありますが、この工事は一般競争入札による契約となっておりますが、まず、入札参加業者数についてお尋ねいたします。
○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。
　今回の解体工事に関しては、５者が応札しております。
○15番（森山義治）　私も選定結果につきましては、ホームページで選定されたと公表されていることは確認しております。
　それでは、今後の利活用については、解体後は更地のままなのか、現在、宿舎棟の裏側ですね、竹林として綺麗に整備されているようでありますが、山に戻すのか、今後の利活用は何をお考えなのか、お尋ねいたします。
○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。
　今後の利活用に関しては、子どものために何か活用できないかという考えの下、令和８年、９年度の２年間で慎重に検討を図っていきたいと考えております。
○15番（森山義治）　私も現状が知りたくて、バスの乗務をしていた頃は何回も子どもさんたちを送迎していたので、久しぶりに５日前に「おじか」に行ってきましたけども、グラウンドには大きな重機が入っておりまして、整地をしておりました。よそでお聞きしたところ、台風復旧工事の残土を置いているということで理解をしておりますけど、現在、「おじか」がなくなったことで、特に中高生は、別府市から車で70分ぐらいの香々地青少年の家を利用している学校もあるようですので、できれば「おじか」のような施設を検討していただきますことをお願いいたします。
　次の項目に入りまして、議第53号指定管理者の指定について、本議案は、令和８年第１回の定例会の中で、公民館条例が既に一部改正されております。今回は指定管理者の指定の議案となっております。事業費と指定管理者については、一部、10番議員の先ほどの質問、答弁で理解いたしましたので、私からは、別府市中央公民館と別府市市民会館に対して、指定管理者の業務内容と事例についてお尋ねいたします。
　指定管理者の業務内容として、施設運営や維持管理などある中で、特に映画や演劇、また音楽会など大ホールの舞台運営は、特殊技術も必要ではないかと考えておりますが、今後の舞台運営はどうするのでしょうか。また、ほかの自治体において、日本郵便株式会社が指定管理者になっている事例があれば教えてください。
○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。
　大ホールの舞台運営に関しましては、舞台利用者の利便性を維持、向上させる観点から、その専門性を考慮する必要がございますので、指定管理者と協議してまいる予定でございます。
　また、日本郵便が他の自治体の指定管理者になった事例は現時点ではございません。
○15番（森山義治）　今後、指定管理者としっかり協議をお願いをしておきます。
　また、日本郵便がほかの自治体で指定管理者になった事例はないということも理解をい

たしました。

次に、施設利用者のメリットについては、これもまた先ほど10番議員の答弁で理解いたしましたけど、経費削減についてはどの程度見込んでいるのでしょうか。また、人員配置や利用料などの管理運営は、現状とどのように変わるのか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

経費削減に関しましては、日本郵便が持つ民間のノウハウにより、効率化を図ることで年々増大すると見込まれる経費を、中長期的に抑制して運営することができると見込んでおります。

また、管理運営につきましてですが、人員配置につきましては、地域教育力活性化事業や主催講座など、社会教育事業は公会堂の社会教育的役割を果たすため、市が継続して運営することから、市直営に必要な人員を引き続き別府市から配置いたします。

貸館業務並びに施設及び設備の維持管理に関する業務が指定管理者の業務となり、それに必要な人員は日本郵便側で確保していただくことになります。

使用料収入に関しましては、利用料金として日本郵便が収納し、日本郵便の収入となる予定です。

○15番（森山義治）　別府市中央公民館と別府市市民会館の施設運営費や、大ホールの舞台運営費など、これは新年度予算で4,002万6,000円と出ておりましたけども、今後、日本郵便が持つ民間のノウハウで効率化を図り、長期的な経費の抑制、また人件費などを含めて、行政コストの削減、効率的、効果的な市民サービスの向上期待しております。

これで質問を終わらせていただきます。

○９番（美馬恭子）　日本共産党の美馬恭子です。

議案質疑を始めたいと思います。一番最初に挙げていたのが、協働事業推進に要する経費の追加額ということで挙げていたんですけれども、これに関しましては、10番議員の方が随分質問されましたし、お答えも聞けましたので省かしていただきたいと思います。

そして、２番目、デジタル地域通貨等に要する経費の追加額というところで、私としては、16番議員も聞いていらっしゃいましたけども、追加して、もう一、二点お伺いしたいと思います。

これに関しては、公式スーパーアプリの普及促進の事業ということでしたけれども、普及の目標としては、この事業でどこまでの普及を目指しているのでしょうか。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

令和９年１月運用開始予定の公式スーパーアプリの目標としましては３万人ですが、今回の先行リリースキャンペーンにおきましては、足がかりとして２万人の登録を目標としております。

○９番（美馬恭子）　かなり大きな数だというふうに思っています。公式スーパーアプリ自体がなかなか市民の皆さんに周知徹底するには、現在動いているという状況ではないので難しいかとは思いますけれども、それに加えてデジタル弱者への方の先ほどもお願いしますということで言われていましたけれども、スマートフォンは大体高齢者の方でもほとんどの方がお持ちになっていますが、ほとんど通話とＬＩＮＥぐらいしか使っていないというのが現状のようです。不慣れな方もたくさんいらっしゃいますけれども、このスマートフォンを利用してということになりますが、この対策についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

本事業の登録促進につきましては、デジタル操作に不安のある方を置き去りにしないよう、10月中旬の予約開始に合わせて、市役所等において、アプリの登録サポート窓口及びコールセンターの設置を予定しております。それとは別に、公式スーパーアプリの普及

に向け、市内の大学生が支援役となり、継続的に寄り添う仕組みを検討しております。丁寧な対面サポートを実施することで、幅広い世代の皆様に御参加いただける体制を整えてまいります。

○９番（美馬恭子）　１セット1,300円のデジタルクーポンを1,000円分で販売ということで、30％つくということで、たくさんの市民の方が手を挙げてくださるといいと思うんですけれども、なかなかスーパーアプリに関しての知識がまだそこまで別府市の中では普及していないと思います。他の地域ではスーパーアプリとして使っているところもありますけれども、これに関しては十分に周知徹底していただきたいというふうに考えています。

それと、参加事業者の負担という点ではどういうふうになっているのか、教えてください。

○産業政策課参事（小野茂行）　お答えします。

事業者の登録料や店舗への振込手数料は無料となっております。一方、今回のデジタルクーポンは、ＰａｙＰａｙポイントの仕組みを利用して発行運用を行うこととなるため、ポイント利用分に応じた所定のポイント決済手数料につきましては、通常の民間決済と同様に御負担いただく形になります。

○９番（美馬恭子）　なかなかそこら辺が理解しにくいというか、春らんまんに関しては、市が負担ということで特に決済手数料も要らないということでしたけれども、今回は大きなスーパーアプリという形で普及していくということですので、その点についても分かりやすく広報していただければいいのではないかなというふうに考えています。

今後、発展をしていくんでしょうけれども、ぜひ最初の一歩としては、分かりやすい広報をということをお願いしたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、引き続きまして３番観光客誘致・受入に要する経費の追加額というふうに出ておりますけれども、本事業は大体どのような事業なのか、言える点ではっきり教えていただきたいと思います。

○観光課長（牧　宏爾）　お答えいたします。

本事業は、夏季に観光客を呼び込む仕掛けを構築することで、宿泊客の増加、観光消費額の向上を目指すものです。近年の夏は記録的な猛暑が続いており、屋外移動を伴う観光や温泉利用にも大きな影響を与えており、観光消費額の減退が懸念されております。そこで、今年の夏の対策として、クールスポットの演出や、夕方から夜間にかけての観光コンテンツの充実を図ってまいります。

主な取組としまして、夜、外に出てもらうきっかけとしまして、８月の週末を中心に七、八分程度の打ち上げ花火を12回実施する予定です。また、ナイトコンテンツとして、駅周辺に点在するアート作品を鑑賞するナイトアートツアーや、夕涼み路地裏散歩等の開催等を企画しております。

また、クールスポットの演出としまして、別府駅前の「手湯」のモニュメントにミストシャワーを設置するほか、冷たい足湯の設置、冷たい飲食物を中心としたキッチンカーの出店等を計画しております。そのほか、民間事業者などと連携しながら、夏に行う様々なクール対策、夜間のイベント等を充実させ、プロモーションを行ってまいります。

○９番（美馬恭子）　温泉がメインといいますか、観光地であります別府の中で夏にも必ずお客さんたくさん見えていますが、日中は本当に、最近は、毎年毎年、近年にない暑さということで年々暑くなっていますし、今年はまたそれ以上に暑くなるという話も聞きます。そんな中で、ナイトコンテンツという形で、夜に観光客の方、また市民の方々に出ていただいて、ある程度の活性化をということはとてもよく分かりました。

ただ、長々、夜に外に出るということも難しいですし、今の現時点では民間事業者が行っている遊園地などもそんなに夜遅くまでやっているということはありません。ですので、

そういう民間事業者との連携とか駅前の催しとか、そういうものも今回のナイトイベントに合わせて広げていっていただきたいなと。今回が初めてということですので、今から広がっていくのだとは思いますけれども、そこら辺も民間事業者の方、また地域の方々と連携しながら、よりよい夜のスポット、観光地としての売りを出していっていただけるようになれば、プラスになっていくのかなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○４番（森　裕二）　ビーワンべっぷの森裕二です。

早速、議案質疑を始めていきたいというふうに思いますが、議長、議第50号と51号は関連がありますので、一括で質疑をしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

では、まず、議第38号令和８年度別府市一般会計補正予算（第２号）、マイナンバーカード交付に要する経費についての追加額についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

９月議会の補正予算の説明で概要については理解をさせていただいておりますし、先ほど10番議員の質疑の中でも、前回の臨時窓口につきましては、別府市の施策である住居表示に伴い臨時窓口を開設したものであったものに対しまして、今回、開設するものについては５年前に国が行ったマイナポイント事業のキャンペーンにより、多くの人がマイナンバーカードを取得をしております。その人たちの電子証明書の有効期限である５年が経過をするため、更新者が今回急増するということに伴う措置ということで国が全額補助することになったということは理解をさせていただきました。

また、今回開設する臨時窓口の利用見込みにつきましても１万5,000件という説明がございました。この利用見込みが適切なのかというところを含めまして、今回の議案を精査する中で、前回の９月議会で承認をされました臨時窓口の状況について確認をする必要があるというふうに思っております。

そこで、令和８年１月13日から４月23日まで開設されました臨時窓口の利用状況について、どうだったのかについてお答えください。

○市民課参事（甲斐俊平）　お答えいたします。

令和８年１月13日から４月23日までトキハ別府店に開設した前回の臨時窓口での手続件数につきましては、74日間で合計7,405件となっております。

○４番（森　裕二）　前回が74日間で7,405件ということは、１日平均約100件程度の利用があったということが理解できました。事前の聞き取りの中で、１か月当たり約2,000件程度の利用で、４月は極端に利用状況が減ったというふうな話もお聞きをしておりますが、この結果から、１月から３月に関しては確定申告等でマイナンバーカードを使用するということもありまして、カードの書換えを行った人が多かったのかなということが推測できますし、４月は年度初めで忙しく、また引っ越しなどのため落ち着いてから変更しようとする人が多かったのではないかなというふうにも利用状況から推測することができます。

今回は電子証明書の更新のための臨時窓口開設というふうになりますが、それ以外にも別府市においては、従来の住居表示による住所の書換えを行うという方も多くなるということが予想され、１万5,000件という見込みは妥当なのではないかなということが理解をできました。

しかも、市役所の窓口も多いときには１日100件から200件程度の利用者がいて、１時間から２時間程度の待ち時間があるということを考えますと、臨時窓口がなければ、待ち時間はさらに延びるという結果になります。引き続きコールセンターのほうは開設をして、問合せ等にはしっかりと対応していただけるということもお聞きをしておりますので、今後も臨時窓口開設の広報にしっかりと取り組んでいただき、少しでも待ち時間の短縮を

図っていただきたいなというふうに思っております。

では、次に議第 49 号動産の取得についてお聞きをしていきたいと思います。

これは小型動力ポンプ付積載車を４台購入するというものですが、小型ポンプは主に消防団で使用されるものでございますので、対象となる消防団がどこになるのかなどについて概要についてお答えください。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道）　お答えします。

今回、買い入れようとする小型動力ポンプ付積載車４台全ては、車両の老朽化とともに、消防活動を安全、確実、迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき消防団へ配備する車両となります。配備先におきましては、第５分団、第６分団、第７分団、第 10 分団２部が対象となります。

また、このうち１台は車両のベースとなる車種の納期遅れに伴い、令和７年度からの繰越事業でございます。

○４番（森　裕二）　今回購入をするのは、昨年度購入予定だった第７分団の車両が納期遅れのため、今年度に繰り越され、今年度新たに第５分団、第６分団、第 10 分団２部の合計４台の車両更新となるということが理解できました。

では、今回購入する積載車４台の使用について、何か特徴などがあればお答えください。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道）　お答えします。

道路交通法の改正により、普通免許でも運転ができる 3.5 トン未満の車両とし、さらにはオートマチック車としております。また、バックモニターも装備し、運行上、安全面の確保も考えております。

なお、積載する小型動力ポンプにおきましては、積載したままでも機関操作ができる仕様とし、火災現場においても迅速な消火活動に至ることができるものとしております。

○４番（森　裕二）　現在の自動車運転免許制度では、2017 年に準中型免許制度が導入されたため、2017 年３月 12 日以降に普通免許を取得した人に限っては、一部の消防車両で運転ができなくなり、若い運転手の確保というところができなくなっている分団もあるというふうにお聞きをしております。

今回購入する積載車は、それらを考慮した 3.5 トン未満の車両でオートマチック車ということでございますし、今や常識となりつつあるバックモニターも搭載をしているということで、誰もが安全に使用できる仕様というものになっていると感じました。

また、今回の小型動力ポンプは、積載したままでも機関操作ができる仕様ということですので、これまでポンプ車だった第５分団、第６分団でも小型動力ポンプに変わっても、これまでと似たような状況で操作ができるのではないかというふうに感じているところでございます。

では次に、議第 50 号及び 51 号の動産の取得についてを質問していきたいと思います。

今回、35 m級伸縮水路付先端屈折式はしご付消防ポンプ自動車と災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、両車とも簡単に言いますと、はしご車とタンク車というものになると思いますが、この２台を購入するというものですが、その概要についてお答えください。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道）　お答えします。

今回買い入れようとする 35 m級伸縮水路付先端屈折式はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、車両の老朽化とともに、消防活動を安全確実、迅速に遂行するため、通称はしご車は 17 年、通称水槽付ポンプ車は 15 年の車両更新計画に基づき、消防署へ配備する車両となります。

また、水槽付ポンプ車におきましては、緊急消防援助隊派遣に伴う災害対応の車両となるため、要請があった際には被災地への出向車両となります。

○４番（森　裕二）　それぞれ規定上の耐用年数が来たので更新をし、タンク車においては

災害対応車両として被災地へ出向する車両ということで災害対応という名前がついているということが理解できました。

では、今回、車両を更新した後の現行使用している車両については、今後どのような取扱いになるのかについてお答えください。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道）　お答えします。

基本、廃車する計画となりますが、ここ数年、総務省消防庁から顔の見える国際協力として、開発途上国へ消防車両等の寄贈事業の照会があります。本市は、128 の国と地域から 5,000 人を超える外国人住民を迎えている国際都市であり、また、多くの外国人が訪れますので、国際協力の一助となるよう、昨年度、救急自動車を更新しましたが、廃車にせず、総務省消防庁経由でサモアに寄贈されるようになっております。

さらに、別の運用としては、官公庁オークションも視野に入れているなど、今後も単に廃車という選択ではなく、様々なニーズに対応できるよう努めてまいります。

○４番（森　裕二）　国際貢献のため開発途上国に寄贈したり、官公庁オークションで有効活用するということのようです。開発途上国では、日本車というだけで価値は高いものというふうに思いますし、消防車や救急自動車などは展示をしておくだけでも、多くの子どもたちにとって憧れの車両ということになります。特にはしご車などは、遊園地に飾ってある例もございます。今後も廃車をするだけではなく、様々なニーズに対応するということのようですので、市の財政負担のない範囲での有効活用を今後も進めていただければなというふうに思っております。

では次に、議第 35 号指定管理者の指定についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

これは別府市中央公民館と別府市市民会館を日本郵便株式会社へ指定管理するというものですが、これまでの質疑の中で、日本郵便が担う業務や人員配置等については理解できましたので、私からは１点だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

別府市公会堂は、現存する大分県内最古の鉄筋コンクリート建築で、後に東京中央郵便局などを手がけました吉田鉄郎氏が設計したモダンな洋風建築であり、1994 年に別府市指定有形文化財に指定された貴重な文化財ということになります。今回、日本郵便が別府市公会堂の指定管理者となることも何かの縁かなというふうなことを感じますが、郵便局が建物内に設置をされるということになりますと、様々な配慮が必要になってくるのではないかなというふうにも思います。

特にＡＴＭの設置等には、盗難防止対策として杭を打ち込まなければいけないなど厳重な設置が必要になってくるというふうに思いますし、看板の設置等に関しましても、文化財としての景観を損ねることのないような配慮が必要になってくるというふうに感じます。

それらを含めまして、文化財としての価値を保ちながら、郵便局を設置し、管理運営していくことについて、文化財保護の観点からどのような配慮を求めるのか、市としての考えをお答えください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

別府市公会堂は、市有形文化財であるため、構造体に影響を与えない工法、材料、資機材は市の指示に従う。工事、設計の各段階で市が関与というプロセスを踏むよう協議したいと考えております。

○４番（森　裕二）　日本郵便株式会社としても、当然文化財としての価値を認めながら管理、運営をしていくことだというふうに思いますので、配慮をしていただけるものというふうには思っておりますが、しかし、双方が早い段階からしっかりとすり合わせを行っていくことが大事だというふうに感じておりますので、市としての基準をしっかりと持って

いただき、関係者とも相談しながら、市民が納得できる形での文化財の保護をお願いしたいというふうに思っております。

これで私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○１番（塩手悠太）　１番、有志の会の塩手悠太です。

私からは、議第53号の指定管理者の指定について、端的に４つ質疑をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

別府市公会堂は、設置条例に基づいて管理運営がされていると認識をしております。この条例については、今年の３月議会において、指定管理者制度が導入できるように改正をされて可決されました。私の中の認識は、その後、指定管理者制度導入に向けて慎重な議論が庁内の中でされていくものだと認識をしておりました。それから２か月もたたないうちに、指定管理者制度の導入が決定して、また、一般公募という形ではなく、非公募で指定管理者が選定をされたということでありますが、この指定管理者制度が導入されるに至った理由と、それから経緯についてお答えください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

別府市公会堂は長年、直営で運営してまいりました。市民ニーズの多様化や物価上昇に伴い、より効率的で重要な運営手法が求められていました。民間事業者の持つ専門的ノウハウ、きめ細やかな接客対応、効率的な運営手法を活用することで、利用者の利便性の向上に加え、管理コストの抑制も実現できることから、指定管理者制度の導入が適切だと判断したところでございます。

○１番（塩手悠太）　指定管理者制度を導入するに当たって、サービスの向上からコストの節減というところが主に理由として挙げられるんですが､先ほど答弁していただいた中に、コストの節減というところがありましたが、直近の別府市公会堂の収支においては、マイナス3,000万円で、指定管理者制度における債務負担行為の１年間の負担額というのは4,000万ということで、コスト節減については今後しっかり検討というか、こちらも協議というか監視していかないといけないということは指摘をしておきます。

それから、サービス向上から地域密着、そして効率性というところでうたわれておりましたが、では、具体的に別府市としてどのようなサービスを指定管理者に求めていくんでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

別府市公会堂は市民の文化活動や生涯学習の拠点、各種イベント等の開催の場として地域のコミュニティー維持の核となる施設であるとともに、市の有形文化財として別府市を象徴する施設です。指定管理者制度を導入する場合であっても、その役割、機能を将来にわたって維持することが求められます。

その上で、郵便局が提供するユニバーサルサービスにより、別府市公会堂の公共性を補完、強化を求めるとともに、高品質な窓口業務のノウハウを生かした柔軟な住民対応により、案内品質のばらつきやクレーム対応力の不足も補完されるよう求めるものです。

また、公会堂業務や郵便サービスだけでなく、住民票交付、マイナンバー関連事務等の自治体窓口事務、ごみ袋や商品券販売等の市独自業務など様々な業務を郵便局事務取扱法及び包括連携協定により、郵便局だけがワンストップで提供できるようになっていることから、将来的には総合的な地域窓口の構築も視野に入れております。

○１番（塩手悠太）　今の別府市公会堂におきましては、別府市が直営で運営されておりまして、直営で採用されている市の職員さんもいらっしゃると思います。指定管理者制度が導入された後のこの職員さんたちの処遇については、どのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

別府市公会堂で勤務する職員は、今後直営に必要な人員を残し、人事異動の際、配置替

えの対象となる見込みです。対象の職員には、丁寧な説明が必要であると考えております。

○１番（塩手悠太）　しっかりとした丁寧な協議というか、相談をしていただきたいと思っております。

それから最後に、仮に議会で提案されている本議案が可決された後ですね、と想定して、来年、令和９年４月１日から管理が開始されるまでにおいて、先ほどからほかの議員さんからも指摘されておりました舞台の管理とか、それから先ほど言われた直営の職員さんとの協議等を含めて、いろんな方と打合せが必要になるというふうに思っておるんですが、今後の具体的な流れについて、最後、お答えください。

○社会教育課長（津川文隆）　お答えいたします。

日本郵便が指定管理者として議決を受けた場合、指定管理の開始までの主要な動きとして、令和９年３月を目途に、基本協定締結に向けた協議・検討と郵便局等の設置に向けた施設及び設備の改修が行われる予定でございます。

○１番（塩手悠太）　おおむね私が懸念というか、気になっていた点が確認できましたので残りはまた一般質問で確認させていただきますんで、以上をもって私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野正明）　ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日 12 日から 14 日までの３日間は、委員会審査及び休日のため、本会議を休会とし、次の本会議は 15 日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 29 分　散会